

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	緊急交通路の確保のための交通規制
時間軸	応急期～復旧期
内容	<p>災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合は、緊急交通路を指定する。</p> <p>緊急交通路を指定したときは、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を行う。</p> <p>緊急通行車両は、使用者の申し出により確認し、所定の様式の標章及び証明書を交付する。</p> <p>緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施する。</p> <p>道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定を実施する。</p> <p>参照 高知県地域防災計画震災対策編の72～73ページ</p>
実施主体、県の役割等	<p>県、公安委員会 緊急交通路の確保 指定、緊急通行車両の許可</p> <p>県民 車両の通行禁止等の遵守</p>
法体系	災害対策基本法第76条から第76条の4までの規定において災害時における交通の規制等が定められている。
取り組み状況	<p>各種交通規制の実施要領、緊急交通路の指定要領、緊急通行車両等の確認および標章交付要領の作成。緊急通行車両の事前届出制度の確立。「大規模な災害発生時における緊急交通路の確保等に関する支援協定」(社 高知県警備業協会)、「災害が発生した場合の緊急車両等の通行の妨害となっている放置車両等の除去に関する覚書」(社 日本自動車連盟四国本部高知支部)</p>
課題	<p>緊急交通路の確保に関する総合調整について行政間の事前連携が必要。</p> <p>地震発生時の交通規制への協力や車両使用の際の遵守事項が県民に十分周知されていない。</p> <p>被災地によっては道路の崩壊や崖崩れ等により物理的に緊急交通路が確保できない場合がある。</p>
その他	<p>阪神淡路大震災時において、交通規制に違反して通行する車両により、緊急通行車両の円滑な通行に支障を生じたことを踏まえて、平成7年に災害対策基本法に次の点が追加修正されている。</p> <p>交通規制が行われた場合の車両の運転手の義務の定め</p> <p>放置車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、移動措置を命ずる権限や自ら行う権限の警察官等の行使</p> <p>隣接都道府県との交通規制の整合性を図るための国家公安委員会の指示(四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定)の締結済み)</p>